

法人 I B (WEB-FB) の不正送金に対する被害補償について

当金庫では、法人向けインターネットバンキング[WEB-FB]（以下「法人 I B」という）における不正送金等の被害について、当金庫の規定等に基づいて補償いたします。

なお、ご不明な点は下記 I B 担当にお問い合わせください。

1. 補償対象のお客さま

当金庫の法人 I B サービスをご利用のお客さま

2. 補償開始日

平成 27 年 3 月 1 日

3. 補償金額

被害額の上限 1,000 万円

※1 契約者さまにつき 1 年間に 1,000 万円を上限額とします。

※「1 年間」とは、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までの期間とします。

※お客さまの故意・過失により被害が発生した場合、当金庫利用者全体に多大な被害が発生した場合、お客さまのセキュリティ対策度合などによっては、補償金額を減額または補償しない場合もあります。

4. 補償要件

➤お客さまが不正利用に気づかれてから直ちに当金庫へ通知が行われていること。

※不正取引発生日の翌日から 30 日以内

➤お客さまが当金庫の調査に対し書面による十分な説明・提出を行い、これらの内容に不自然な点が認められないこと。

➤捜査機関（警察）に被害届を提出し、捜査に協力していること。

➤当金庫に被害状況を説明のうえ当金庫の調査に協力し、不正送金等が行われた時点において適正にセキュリティ対策を講じていたことを当金庫に示していること。

5. 補償金額の減額または補償対象とならない場合（主な事例）

➤お客さまによる故意・重大な過失または法令違反によって生じた場合。

➤お客さまが I D・パスワード等が盗取されたと認めた後、速やかに当金庫に対して I B 被害発生のお知らせを行わなかった場合（不正取引発生日の翌日から 30 日以内）。

➤お客さまから、盗取が行われるに至った事情その他の当該盗取に関する状況について、遅滞なく当金庫へ十分な説明が行われなかった場合

➤お客さまが捜査機関に被害届を出さなかった場合、捜査機関に対して被害事実等の事情説明を行わなかった場合または虚偽の説明を行った場合。

➤お客さまが当金庫への被害状況の説明において、虚偽の説明を行った場合。

- お客さまの従業員（アルバイト、パート、契約社員等を含む）、これらの者の代理人、お客さまの親族、お客さまの同居者等（お客さまから金銭的利益その他の利益を得ている方を含む）によって行われた場合または加担して行われた場合。
- お客さまが他人に強要・脅迫されたことによる場合。
- 端末機および通信媒体が正常な機能を発揮しない状態で使用したことによる場合。
- 当金庫の推奨するOS、ブラウザ以外でインターネットバンキングを使用した場合。
- OS、ブラウザが修正プログラムによって最新の状態に更新されていない場合。
- セキュリティ対策ソフトを導入していない場合、またはパターンファイルを最新の状態に更新されていない場合。
- 当金庫が加入する保険契約に基づき、当金庫に保険金が支払われない場合。
- その他当金庫が補償を行うことが相当でない事由が認められる場合。

6. 過失になりうる主なケース

- 生年月日、住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車のナンバー等の推測されやすいパスワードを設定している場合。
- IDおよびパスワードを容易に他人が認知できるような形でメモ等に記載していた場合。
- お客さまが日本国外で法人IBサービスを利用した場合。
- メーカーのサポート期限が経過した基本ソフト、ブラウザ、セキュリティ対策ソフト等を使用している場合。
- 当金庫から法人IBの利用環境・接続環境などに関して改善するよう具体的な働きかけが行われたにもかかわらず改善が見られなかった場合。
- その他上記の場合と同程度の注意義務違反があると認められた場合。

《 被害に遭われた場合 》

万が一、被害に遭われた場合またはパスワード等を盗取された疑いのある場合は、直ちに下記IB担当にご連絡ください。

《 問合せ先（IB担当） 》

柏崎信用金庫
 事務部 IB担当
 電話： 0257-24-3321